

住宅管理システム賃貸借仕様書

千葉県都市局建築部住宅整備課

(目次)

第1章 概要	3
1 目的	3
2 基本的な考え方	3
3 その他	4
第2章 調達範囲	5
1 契約期間	5
2 納入物品	5
3 納入場所	6
4 本市の環境	7
第3章 ハードウェアの仕様	14
1 機能要件	14
第4章 保守	18
1 保守要件	18
第5章 データ連携仕様	22
1 データ連携の基本的な考え方	22
2 データ連携に必要な機能	22
3 システムの拡張性に関する要件	23
第6章 業務ソフトウェアの仕様	24
第7章 データ移行	25
第8章 第三者への委託	26
第9章 守秘義務	27
第10章 提供資料	28
第11章 留意事項	29

(添付資料)

- 資料1 … システム機能要件
- 資料2 … システム帳票一覧

第 1 章 概要

1 目的

住宅管理システム（以下「本システム」という。）は、市営住宅への入退居状況把握のため、居住情報等の閲覧・確認を迅速かつ円滑に行うために整備するものである。

本システムは、千葉市プライベートクラウド（以下「統合サーバ」という。）の仮想環境に各種サーバを構築し、クライアントとして住宅整備課・住宅整備課分室及び住宅供給公社にて千葉市行政情報ネットワークシステム（以下「CHAINS」という。）のクライアント端末及び業務端末を利用する情報システムである。

（参考）“千葉市行政情報ネットワークシステム（CHAINS）”

千葉市行政情報ネットワークシステム（**Chiba Administrative Information Network System**）とは、庁内ネットワークを中核として形成される電子市役所の基盤であり、市の内外における情報交換、庁内組織の壁を越えた情報共有及び市民、事業者、他自治体等との協働による質の高い行政運営を実現するための情報基盤として、市の情報化を推進していく役割を持っている。

2 基本的な考え方

本システム及び本システムの周辺機器等（以下「周辺機器等」という）は、次にあげる項目を全て満たすことを基本とする。

（1）品質の確保

本システムは、住民情報及び保持すべき情報のセキュリティを確保しなければならない。そのため、安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保する。

（2）情報セキュリティ対策

機密性、完全性、可用性のそれぞれを確保するために必要と考えられる十分な機能を有するものとする。（データの盗難や改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等）

（3）ハードウェアについて

ハードウェアは、メーカーが一般市場において販売するために主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において過去に十分な出荷・稼働実績を有していることを要する。また、納品時より 5 年間以上の保守サービスを提供できる製品であるものとする。

(4)ソフトウェアについて

本システムの核となるソフトウェア については、原則として、既存のパッケージ型ソフトウェア（以下「パッケージ」という。）を利用し、開発の効率化、低コスト化及び構築期間の短縮を図る。

また、 パッケージのバージョンは、周辺機器等が正常に稼働する版数のうち最新のものとし、データ連携テストの実施前までに必要なカスタマイズを完了させておくこととする。

3 その他

本仕様書は、上記の目的及び基本的な考え方に基づいた機能・構成等についての最低限の基準を示したものである。

第2章 調達範囲

1 契約期間

契約日から本件調達機器の賃貸借期間（60 ヶ月）の終期までとする。

ただし、契約日から本件調達機器の賃貸借期間の始期までの間は、システム導入に係る準備期間とし、その間の費用支払いは生じないものとする。

なお、本市が想定している導入スケジュールは次のとおり。ただし、詳細なスケジュールについては、本市と調整するとともに本市の指示に従うこと。

①導入スケジュールの作成及びレビュー	契約締結後速やかに
②システム構築	2019年9月中旬ころ～
③データ連携テストの実施	2019年12月
③システム仮運用開始	2019年12月中旬
④操作研修の実施	上記③の仮運用期間中
⑤システム本運用開始（賃貸借開始）	2020年1月1日
⑥貸借期間の終期	2024年12月31日

2 納入物品（詳細については次章以降参照）

（1）賃貸借物品

ア ソフトウェア

パッケージのほか、システムを正常に稼動させるために必要なソフトウェアを含むこと。なお、パッケージについては、必要なカスタマイズを済ませた状態で納入すること。また、データ連携テストが開始される前までに統合サーバへのシステム構築を終えること。

イ ハードウェア

ネットワーク機器等システムを正常に稼動させるために必要な機器を含むこと。なお、上記（1）ア の ソフトウェアについては、システムの仮運用が開始される前までに機器へのインストール及び設定作業を終えること。

（2）ドキュメント

下記の項目についてWordもしくはExcel形式でCD-R等のメディアに格納

して2部納品すること。

- ア プロジェクト実施計画書
- イ 基本設計書・詳細設計書
- ウ ハードウェア説明書
- エ 本システムの機能説明書
- オ システム構成図（データセンターの本システム部分を含む）
- カ テスト計画書
- キ （単体・結合・総合）テスト結果報告書
- ク 操作説明書（利用者用及び管理者用）
- ケ 保守体制図及び緊急連絡体制図
- コ 納入ソフトウェア製品・機器一式（ライセンス関係資料含む）

（3）付帯する役務その他

- ア ハードウェア設置作業及びネットワーク敷設作業
- イ ソフトウェア及びハードウェアの保守
- ウ システムに関する問い合わせ対応
- エ システム操作研修会の実施
- オ 賃貸借終了後のハードウェアのデータ消去及び搬出並びにネットワークの撤去
- カ 賃貸借期間内におけるハードディスク障害発生時などにおいて生じたディスク交換時のデータ消去
- キ 賃貸借終了後及び契約解除時におけるデータの抽出

3 納入場所

（1）賃貸借物品

本市が別途指定する場所

（2）ドキュメント

千葉市役所都市局建築部住宅整備課住宅管理室

（3）付帯する役務その他

本市が別途指定する場所（問い合わせ対応など事業者の拠点で実施するものを除き、千葉市内とする）

4 本市の環境

(1) CHAINS

ア 概要

統合サーバが設置されたデータセンターと職員が利用するクライアントを結ぶ既存のネットワークシステムで、拠点間を高速な専用線で結び、住宅整備課に設置された拠点ルータからクライアント間は無線 LAN を用いている。

なお、住宅供給公社から統合サーバへは、CHAINS 庁内ネットワークを経由せず、住宅供給公社に設置された拠点ルータから専用線によりデータセンターに設置された CHAINS 外部接続ファイアウォールを経由しアクセスすることとし、通信に必要なネットワーク機器（ルータ）の調達も本件調達の範囲に含む。

データセンターと住宅供給公社までの専用線は住宅整備課で確保する。

イ クライアント

主なスペックは次のとおりである。

ア CHAINS（次期）

ハードウェア	CPU : intel Core i3-8130U (2.2GHz) メモリ : 8GB SSD : 128GB
ソフトウェア	OS : Windows10 Enterprise 64bit LTSC2019 ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 11 その他 : Microsoft Office Professional Plus 2019 32bit

イ 業務用端末（現行）

ハードウェア	CPU : intel Core i3 2.5GHz メモリ : 4GB HDD : 320GB
ソフトウェア	OS : Windows7 Professional ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 9 その他 : Adobe Reader Microsoft Office Professional 2013

(2) 統合サーバ

ア 概要

庁外のデータセンターに設置する、仮想化技術を活用した情報システム集約基盤。本システムは、当該基盤上に仮想サーバを構築し運用する。

本システムの利用は、CHAINS 経由で CHAINS クライアント及び専用の業務端末等から行う。また、統合サーバへの本システムの構築及び運用保守は、情報システム課に設置する「統合サーバ操作用パソコン」を用いてリモートで行うこととし、データセンター内での作業は原則として行わない。

なお、統合サーバは 2020 年 1 月の稼働に向け、次のスケジュールで準備を進めているところであり、仕様が変更となる場合がある。本システムの構築にあたっては、受注者と統合サーバ構築・運用業務受託者とで協議の上、実施すること。

① 統合サーバ構築 ～2019 年 5 月 31 日

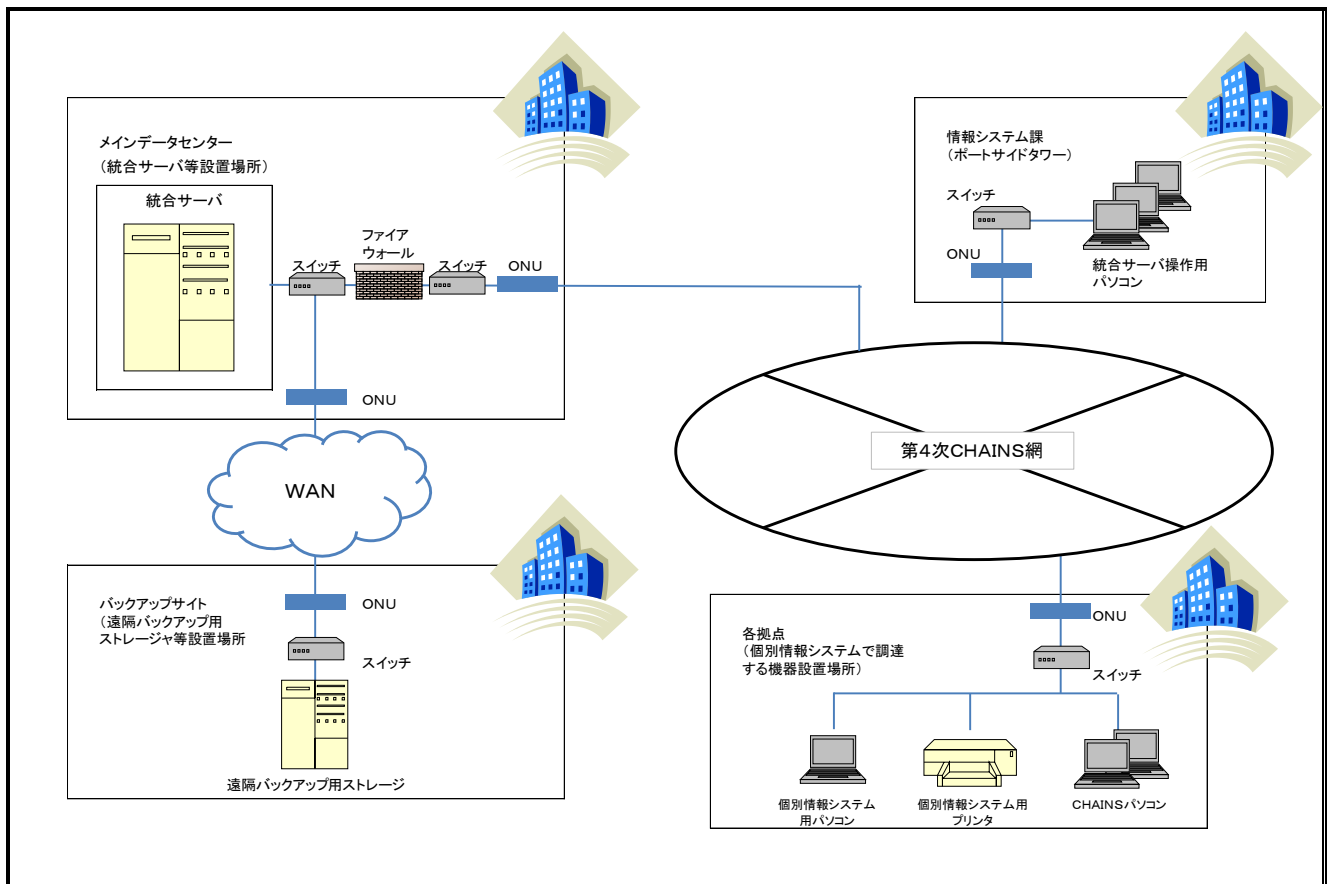
② 試験運用 2019 年 6 月～2019 年 12 月 31 日

※ 試験運用期間中の仮想サーバ構築及び運用は可能。スケジュール等については本市と別途協議すること。

③ 本運用 2020 年 1 月 1 日～

イ ネットワーク構成

統合サーバのネットワーク構成を次ページに示す。



ウ 提供機能

プライベートクラウドが、本情報システムに提供する機能は以下のとおり。

NO	用語	説 明
1	統合サーバ	個別情報システムの構成に合わせて、仮想マシンを提供する。 - 提供可能な OS ライセンスは（エ）参照。 - 提供可能なリソース容量は（オ）参照。 HW 障害時の復旧時間短縮のため、HA 機能を導入している。（HA 機能：稼働中のサーバに問題が生じてサーバが停止してしまった際に、自動的に待機システムに切り替える仕組み）
2	統合サーバ機能	
	時刻同刻機能	CHAINS の NTP サーバへ時刻問合せをすることで、基準となる時刻を提供する。
	ファイル共有機能	個別情報システムに、ファイル共有領域（ネットワーク共有ドライブ）を提供する。
	バックアップ機能	個別情報システムに、ファイルバックアップ領域（ネットワーク共有ドライブ）を提供する。また、システムバックアップの取得を行う。
	監視機能	仮想マシンが稼働している仮想基盤サーバの HW 監視及び仮想マシンの状態を監視する。
3	ファイアウォール	個別情報システムと他システムやパソコン間のアクセス制御を行う。
4	負荷分散機能	CHAINS パソコン等からのアクセスを個別情報システムの複数の WEB サーバ等に分散させる。
5	統合サーバ操作パソコン	個別情報システムの構築・運用に利用するパソコンであり、情報システム課に 5 台設置される。

※個別情報システムの名前解決機能（DNS 機能）は提供しないので、必要に応じて CHAINS の DNS 機能を利用すること

エ 提供可能なライセンス

必要なライセンスを準備する担当区分は、現時点では次のとおり。（今後構成が変更になった際は利用できない場合があるので留意）

対象	区分①	区分②	準備担当
サーバ	OS	Windows	プライベートクラウド
		Windows 仮想デスクトップ	個別システム （CHAINS パソコンから仮想デスクトップへのアクセスについては、CHAINS パソコンの SA 権を利用します。）

		RedHat Enterprise Linux	プライベートクラウド
		CentOS	個別情報システム運用業者
	ミドルウェア	全て	個別情報システム運用業者
	アプリケーション	アンチウイルス	個別情報システム運用業者
		その他	個別情報システム運用業者
クライアント	OS	全て	個別情報システム運用業者
	ミドルウェア	全て	個別情報システム運用業者
	アプリケーション	アンチウイルス	個別情報システム運用業者 (CHAINS パソコンの場合は CHAINS 側で用意される。)
		その他	個別情報システム運用業者
	クライアントアクセスライセンス (CAL)	CHAINS パソコン	CHAINS 側で準備される。
		CHAINS パソコン以外	個別情報システム

なお、対応可能なサーバ OS 及びバージョンは次のとおり。新しくリリースされるバージョンについては別途協議が必要となる。

OS 種別	OS
サーバ OS	Windows Server 2016
	Windows Server 2012 R2
	Windows Server 2012
	RedHat Enterprise Linux 7
	RedHat Enterprise Linux 6(64bit)
	RedHat Enterprise Linux 6
	RedHat Enterprise Linux 5(64bit)
	RedHat Enterprise Linux 5
	Cent OS 7
	Cent OS 6(64bit)
	Cent OS 6
仮想デスクトップ OS	Windows 10

オ 提供可能なリソース容量

提供可能な仮想マシンのリソース容量の上限は次のとおり。

次のリソース容量の範囲内において、必要な容量を申請して利用できるが、適切にハードウェア設計を行った上で申請するものとする。(申請容量の算出根拠の提示

を求めることがある。)

次のリソース容量の範囲内であれば原則、仮想マシンの台数に制限はない。

リソース	容量	備考
CPU	8 個	1 個当たりの性能は「Xeon Gold 6152」のコア 1 つ分と同等
メモリ	3 2 G B	
ディスク (仮想マシン)	1, 6 3 0 G B	仮想マシンの合計ディスク容量
ディスク (ファイルサーバ)	3 0 G B	バックアップ等の用途のために、仮想マシンとは別に提供するファイルサーバの領域

なお、リソース提供後であっても、運用開始後のリソース利用率が低い場合等は容量の削減を求めることがある。そのような場合、本システムは削減作業に協力すること。

【留意事項】

- (ア) バックアップ領域は統合サーバから提供されるが、バックアップの取得作業(ファイルサーバへのファイルコピー等)は各情報システムで実施する。
- (イ) ファイルサーバへバックアップされたファイルは、統合サーバ側でさらに別のサーバや遠隔地のサーバにバックアップされる
- (ウ) イメージバックアップのための領域は、本領域とは別に用意される。ただし、イメージバックアップの取得は 2 世代までとなる。
イメージバックアップの取得作業は統合サーバ事業者にて実施する。(取得タイミング等については、システム構築時に調整となる。)

カ 役割分担

本システムの構築・運用にあたり、本システム受注者と統合サーバ構築・運用業務受託者との役割分担を以下に示す。詳細については別途協議する。

項 目	受注者	統合サーバ構築・運用業務受託者
仮想サーバの作成	△ (必要なスペック等の申請)	○
構築	○	×
ソフトウェアライセンスの調達		
業務ソフトウェア	○	×
ミドルウェア	○	×
OS	△ (一部 OS は、調達も受注者	○※ (ただし、更新プログラム適用等は

	が実施)	受注者が実施)
ウィルス対策ソフトウェア	○	×
その他、必要なソフトウェア	○	×
ネットワーク構築	○ (CHAINS クライアントは不要)	△ (CHAINS 接続点まで)
データ連携テスト	○	×
運用・保守 (バックアップ)	○	△ (死活監視、リソース監視)

第3章 ハードウェアの仕様

1 機能要件

本システムを運用するために必要な要件を以下に示す。なお、本システムが正常に作動するために必要な物品は、全て本調達に含めること。

(1) サーバ

統合サーバに構築すること。

(2) 業務用端末

ア スペック

分類	区分	仕様	数量	備考
本体 (ノート型)	C P U	intel Core i3 以上	7	住宅整備課 3 台 千葉市住宅 供給公社
	メモリ	8GB 以上		
	H D D	500GB 以上		
	O S	Windows 10		
マウス		光学式マウス	7	4 台
ウイルス 対策	ソ フ ト ウ ェ ア	ウイルスチェック機能が常駐可能で、ブートセクタウイルス、実行型ウイルス、マクロウイルスなどのいずれにも対応したウイルス対策ソフトウェア。また、賃貸借期間を通じて最新のウイルス定義ファイルを使用する権利を含むこと 住宅整備課住宅管理室に設置する 3 台については、最新のウイルス用定義ファイルを CHAINS で用意する配信サーバから受け取ること。なお、CHAINS が配信するウイルス定義ファイルは以下の 2 種である。 ・ SymantecEndpointProtection ・ TrendMicro ウイルスバスターコーポレートエディション	7	

セキュリティ対策		更新プログラム及びセキュリティパッチを定期的に適用すること セキュリティワイヤーを設置すること	7	
その他 付属機器	バーコード リーダー	USB ケーブルにて接続が可能であること	4	千葉市住宅 供給公社の み

イ 台数

7 台

ウ 納入仕様

(ア) 以下の部署に納入することとし、本調達に含まれるネットワークスイッチと有線で接続すること（システム構成図参照）。このとき、LAN が露出している個所については、被覆用のモールを使うなどして適切な保護を行うこと。

a 住宅整備課住宅管理室（3 台）・・・千葉市中央区千葉港 2 番 1 号

千葉中央コミュニティセンター 3 階

b 千葉市住宅供給公社（4 台）・・・千葉市中央区千葉港 2 番 1 号

千葉中央コミュニティセンター 1 階

(イ) 各種設定作業等、当該業務用端末を使うために必要なすべての作業を行うこと。

(3) モノクロレーザープリンタ

ア スペック

分類	区分	仕様	備考
本体	対応用紙	A3～A5	
	印字速度	A4 判 45 枚/分以上 B4 判 45 枚/分以上 A3 判 22 枚/分以上	
	トレイ数	最低でも 2 つ備えていること	
	その他	両面印刷、ネットワーク対応、手差しによる納付書の印刷が可能なこと	専用のドライバ等、別途ソフトウェアが必要であれば調達に含めること

イ 台数

2 台

ウ 納入仕様

(ア) 以下の部署に納入することとし、本調達に含まれるネットワークスイッチと有線でネットワーク接続を行うこと（システム構成図参照）。このとき、LAN ケーブルが露出する個所については、被覆用のモールを使うなどして適切な保護を行うこと。

a 住宅整備課住宅管理室（1 台）・・・千葉市中央区千葉港 2 番 1 号

千葉中央コミュニティセンター 3 階

b 千葉市住宅供給公社（1 台）・・・千葉市中央区千葉港 2 番 1 号

千葉中央コミュニティセンター 1 階

(イ) クライアントへのドライバのインストールや各種設定作業等、当該プリンタを使うために必要なすべての作業を行うこと。

(ウ) 住宅使用料及び駐車場使用料（延滞金を含む）納付用の納付書を手差しで印刷できる仕様を満たしたものを納入すること。

(4) ネットワーク構成

ア 住民情報系システムとのデータ連携

住民情報系システムからのデータは、ネットワーク経由若しくは電子媒体により取得する（「第 5 章 データ連携仕様」参照）。

※住民情報系システム・・・介護保険、税務、福祉、住民記録、国民健康保険の基幹 5 業務の業務システムと業務共通システム及び総合窓口等支援システム。

住民記録システム・・・住民異動、世帯構成等の情報を統括しているシステム。

税務システム・・・市民税等各種税金の額、個人の収入情報等を統括しているシステム。

イ ネットワークの接続

本システムは、データセンター及び CHAINS とのみネットワーク接続を行うものとし、CHAINS を経由せずにインターネット等、他のいかなるネットワークにも接続してはならない。また、ネットワーク接続に当たっては、本市の指示及び提示する条件にしたがうこと。

(ア) スイッチングハブ（2 台）を住宅管理課内と千葉市住宅供給公社内に設置すること。また、システムの運用要件を満たす機器を導入すること。

(イ) ルータ (2 台) を外部データセンターと千葉市住宅供給公社内に設置すること。
また、システムの運用要件を満たす機器を導入すること。

(ウ) ファイアウォール (1 台) を住宅整備課内に設置すること。また、システムの運用要件を満たす機器を導入すること。

ウ 通信傍受対策

サーバークライアント間の通信における電子情報の傍受を防ぐため、通信の暗号化等、必要な対策を講じること。

(5) クライアント

ア クライアント要件

クライアントは、既存の CHAINS パソコン及び、本件にて調達した業務用パソコンを使用することとし、クライアントにインストールするソフトウェア及び各種コンポーネント等は、システムを運用する上で必要最小限なものにとどめること。

イ 台数

20 台とし、このうち同時接続可能な台数は 20 台とする。

なお、拠点ごとのクライアントの設置台数は以下のとおり。

(ア) 住宅整備課 (CHAINS 端末 9 台、業務用端末 3 台)

12 台

(イ) 住宅供給公社 (業務用端末 4 台)

4 台

(ウ) 債権管理課 (CHAINS 端末 4 台)

4 台

※ (ア) (イ) の業務用端末が本調達に含まれる端末である。

ウ 納入仕様

(ア) インストールするソフトウェア等は製品として提供されているもので、メーカーからのサポートサービスが可能であること。

(イ) システムの仮運用開始までに、すべてのクライアントに対して必要なインストール作業及び設定変更作業等を終了させること。

第4章 保守

1 保守要件

本システムを安全に運用するため以下の保守管理を行うこと。

(1) 問題解決支援

ア 保守作業の内容

本市の問い合わせに応じ、本システム全般に関する質問、相談等に回答する。

イ 連絡手段

電話、FAX、電子メールのいずれかの方法とする。

ウ 保守対応時間

問い合わせ受付時間は、本市開庁日の 8 時 30 分から 17 時 45 分までとし、原則 1 時間以内に回答を行うこと。なお、受付時間内にあった問い合わせのうち、緊急性が高いと双方が合意したものについては、時間外であっても対応を行うこと。

(2) 訪問修理

ア 保守作業の内容

ハードウェア及びソフトウェアの障害について、機器設置場所において次にあげる保守作業を行う。

(ア) 障害箇所の修理及びソフトウェアの修復並びに作動確認

(イ) 故障部品の修復、交換及び調整

(ウ) 交換等により不要となった部品の処分（データ消去を含む）

イ 連絡手段

電話、FAX、電子メールのいずれかの方法とする。

ウ 保守対応時間

連絡受付時間は、本市開庁日の 8 時 30 分から 17 時 45 分までとし、原則 3 時間以内に対応を行うこと。なお、受付時間内にあった障害連絡のうち、緊急性が高いと

双方が合意したものについては、時間外であっても対応を行うこと。

(3) バックアップの取得

ア 保守作業の内容

データベースやシステム環境のバックアップを日単位で行い、2 世代以上の世代管理を行うこと。なお、バックアップの取得にあたっては、専用のハードウェア及びソフトウェアを用いるなどして自動化し、原則として人の手を介さずに運用可能であることとする。なお、本市データセンターが提供するバックアップ用ツールを活用することも可能である。

バックアップの詳細については、情報システム課と協議するものとする。

イ バックアップの取得時間

原則として時間外（8 時 30 分から 17 時 45 分以外）に行うこと。

(4) 定期保守

ア 保守作業の内容

システムの障害を未然に防ぎ円滑なシステム運用を確保するため、サーバを除く機器設置場所において次にあげる保守作業を行う。

- (ア) 清掃、注油及び各種調整作業
- (イ) 異常の有無の点検及び作動確認
- (ウ) ログの確認
- (エ) 定期保守の結果報告
- (オ) ウィルス対策ソフトの更新を適宜行うこと

イ 作業時期

年 1 度以上の頻度で作業をすること。

ウ 作業時間

原則として平日時間外（8 時 30 分から 17 時 45 分以外）又は休日に行うこと。

(5) 情報提供

ア 保守作業の内容

本システムの正常な機能を維持するため次の作業を行うこと。なお、更新プログラムの適用については、システムに支障を与えないか事前に検証を行い、本市の許可を得た後にインストール作業を行うこと。

- (ア) パッケージの更新プログラムの提供及び適用

(イ) OS 等その他ソフトウェアの更新プログラムの提供及び適用

(ウ) 調達対象のハードウェア及びソフトウェアに関する製品情報及び技術情報

イ 連絡手段

原則として電子メールによることとする。

ウ 保守対応時間

本市開庁日の 8 時 30 分から 17 時 45 分までとする。なお、受付時間内にあった連絡のうち、緊急性が高いと双方が合意したものについては、時間外であっても対応を行うこと。

(6) 操作研修の実施

システムの運用開始までに、本市担当者を対象とした操作研修を実施すること。

ア 研修の実施場所

別途本市が指定する。

イ 研修の実施回数

2 回

ウ 対象者数

1 回あたり 5 人以下とする。

(8) 保守状況の報告

ア 作業内容

上記「(1)」から「(6)」の作業結果を報告書にまとめ、本市担当者に報告を行う。このとき、報告書には以下の事項を含めること。

(ア) 作業日時

(イ) 作業結果

(ウ) 障害発生状況の推移

(エ) 作業結果から推測される課題及びその対策

イ 報告の頻度

必要に応じて

ウ 報告の方法

別途本市が指定する場所で報告会を開催すること。

第5章 データ連携仕様

1 データ連携の基本的な考え方

システムの運用に必要な所得情報等のデータは、原則として住民情報系システムから電子媒体をもって取得する。連携データは大きく分類して以下の3種を想定している。

(1) 年次更新データ

住民情報系システムの一括処理により当該年度の所得情報を抽出したものである。

○住宅管理システムから住民情報系システムへ送るデータ

①所得情報抽出対象者宛名コード

○住民情報系システムから住宅管理システムへ送られるデータ

①対象者の所得情報

(2) 日次更新データ

千葉銀行より送付されるOCR・口座消込データで、住民情報系システムで住宅管理システム読み込み用に変換されたものである。

※住民情報系システムとネットワーク経由による情報連携が実現した場合、住宅管理システム内に住記データを持ち、日次で異動データを取り込むことを想定している。

(3) 月次データ

毎月行っている業務について住民情報系システムを介し、データ変換を行っているものである。

○住宅管理システムから住民情報系システムへ送るデータ

①口座振替依頼対象者データ

○住民情報系システムから住宅管理システムへ送られるデータ

①口座振替不能者データ

2 データ連携に必要な機能

住民情報系システムとの連携には以下の機能が必要となる。

- (1) 変換機能を有していること。

現在、住民情報系システムは JEF コードを使用しており、必要に応じてコード変換を行って本システムに取込み、円滑にシステムを運用できるようにする。

3 システムの拡張性に関する要件

システムの運用開始後に発生した法律改正等に伴う庁内システム環境の変更及び更新等に伴うシステム改修コストを低減するため、導入するパッケージは、想定されるシステムの改修あるいは拡張性についてあらかじめ考慮されていることとする。

その有効性を確認するため、以下のケースにおいてどの程度のシステム改修コスト（システム改修に係るイニシャルコストのほか、ハードウェアの追加等に伴うランニングコスト等追加費用の一切を含む）が発生するかを提案書に記載すること。

- (1) 他システムとの情報連携の対応

他のシステムと新たに情報連携を行うこととなった場合や現在媒体にて情報連携を行っているシステムとの連携方法がネットワーク経由に変更となった場合

例) 住民記録システム、税務システム、福祉システム

第6章 業務ソフトウェアの仕様

導入する業務ソフトウェアは、別添「資料1：システムの要求機能一覧」、「資料2：関係帳票一覧」に記載した機能及び帳票を備えているものとする。

第7章 データ移行

移行対象のデータは、現在稼動している住宅管理システムで管理している全てのデータを対象とし、本調達の受託業者は遺漏なく新システムへのインポートをおこなうこと。

(1) データの抽出

現在稼動している住宅管理システムで管理しているデータの抽出は当該システム保守事業者が実施するものとし、本調達には含めないものとする。

なお、抽出ファイルの形式は、一般的なファイル形式（CSV等）とし、データ抽出の回数については、テストを3回程度、本番移行を1回想定している。

また、そのタイミングは、本調達の受託業者の作業予定を優先するが、実際には本市を通じて当該システム保守事業者と協議するものとする。

(2) 抽出データのフォーマット

データのフォーマットの仕様については本調達の受託業者、当該システム保守業者及び千葉市との話し合いにより決めることとする。

(3) データのインポート

抽出された全てのデータを遺漏なく新システムへインポートすること。また、移行対象データ以外で、住宅管理システムに必要なデータは、プログラムまたはパンチ入力で移行すること。

移行データの概要

募集情報、入居者情報、調定情報、収納情報、団地情報 等

移行データの件数

約700万件

本調達の受託業者は、住宅管理システムへの移行データについて、確認作業の支援を行うこと。

住宅管理システムのデータ移行を実施するうえで疑義が生じた場合、本調達の受託者は本市を通じて当該システム保守事業者と協議するものとする。

第 8 章 第三者への委託

本契約に基づく業務の第三者への委託に関する取扱いについては、次に定めるものとする。

- (1) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に、本市に対し、委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、本市の承諾を得ること。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託した場合、当該委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

第9章 守秘義務

- (1) 受注者は、業務上知り得た本市が保有する非公開のものとして管理する一切の機密情報及び個人情報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これは、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。なお、本契約の業務に従事することとなった者は、守秘義務に関する誓約書を本市に提出すること。
- (2) 受注者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、秘密情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- (3) 受注者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、本市から貸与された秘密情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (4) 受注者は、本市から貸与された秘密情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに本市に返還し、又は引き渡すものとし、本市の承諾を得て行った複写又は複製物については、本市の指示に従い廃棄又は消去しなければならない。
- (5) 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故若しくは前各項に掲げる事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに本市に報告するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって本市に報告し、本市の指示に従いその解決に努めなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (6) 本市は、前項の事故又は事態が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断した場合で、かつ、受注者が適切な説明責任を果たす必要があると認めるときは、その事故又は事態の公表を行うことができる。

第 10 章 提供資料

本契約締結後、本市が必要と認めるときは、以下に示す資料を提供し、又は本市庁舎内での閲覧を行うので、本契約の遂行に活用すること。

なお、以下に示す資料のうち、本市ホームページで公開していない資料は、秘密情報として取り扱うこと。

- (1) 千葉市電子情報処理規定
- (2) 千葉市情報システム全体最適化指針（整備基本方針及び各ガイドライン）
- (3) 千葉市情報システム全体最適化指針ガイドブック
- (4) 千葉市情報セキュリティポリシー
 - ア 千葉市情報セキュリティ対策基本方針
 - イ 千葉市情報セキュリティ対策基準
- (5) 現行住宅管理システムの開発及び運用に係る資料
- (6) 住民情報系システム運用保守マニュアル
- (7) その他、本サービス提供業務の実施に当たり必要となる資料

第 1 1 章 留意事項

法令はもとより、本市の条例、規則等を遵守し、本市が最適な成果を得られるよう本役務提供業務を遂行すること。また、必要な事項については、積極的な提案を本市に対して行うこと。

- (1) 提出物及び会話・文書・メール等すべてのコミュニケーションは、専門用語の使用を避け平易な日本語を用いること。
- (2) 本契約の進捗状況については、本市に適宜連絡し、関係者による定期的な会議を開催し、報告すること。
- (3) 本契約の中で作成する各種資料の書式については、本市の定めがあるものを除き、受注者が提案し、本市の承認を得ること。
- (4) 受注者が本契約の役務のために作業する環境及びそのために必要な経費は、受注者が準備すること。ただし、総合テストや運用テスト等、個人情報が含まれるデータを使用する作業については、本市が指定する作業場所で行うこと。
また、受注者が必要に応じて本市庁舎内で作業や会議、打ち合わせを行う場合には、可能な限り本市がこれを準備する。本市庁舎内での作業等において本市が負担する貸与・支給品は、机、椅子、コピー機等、その他備品類、業務上必要な光熱水費であり、本市からの貸与・支給品に対して、善管注意義務をもって取り扱い、その責に帰すべき事由により亡失・損傷した場合には、受注者が損害賠償の責を負うものとする。
- (5) 本市が提供する貸与資料等の情報不足を理由としたスケジュール見直し、追加費用の発生等は原則として認めない。ただし、本市との協議の結果、本市が妥当と判断するものは除く。
- (6) 提出物に瑕疵が見つかった場合には、本契約完了後 1 年以内においては、速やかに本市の指示に基づき、図書等の改正を行わなければならない。なお、同改正作業に要する費用は、すべて受注者の負担によるものとする。
- (7) 受注者は、本契約完了後であっても、本契約の範囲内における本市の問い合わせ等に応じること。
- (8) 受注者は、業務の遂行上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、速やかに本市と事前に協議し、その指示に従わなければならない。
- (9) 本市は、受注者と協議の上、本仕様書に含まれる仕様の実現方法を変更することができる。
- (10) 本契約におけるサービス利用期間中は、常に連絡が取れるようにすること。